

## 令和7年度大江町若者・子育て世代住宅ローン補助金交付要綱

令和7年4月1日

### (目的)

第1条 町長は、若者・子育て世代の経済的負担を軽減し定住を促進することを目的に、住宅を取得するため借り入れた住宅ローンの残高に対し、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号）及び大江町若者・子育て世代住宅取得支援事業実施要領（令和3年4月1日施行。以下「実施要領」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 実施要領第5条に定める事業計画承認を受けていること。

### (補助金額)

第3条 補助金の額は、住宅ローンの年末残高に 1/100 を乗じ千円未満を切捨てた額又は 30 万円のいずれか低い金額とする。

### (補助対象期間)

第4条 補助金の交付対象となる期間は、3年を上限とし、前条により算出した金額を年度ごとに交付するものとする。

### (補助金交付の申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、大江町若者・子育て世代住宅ローン補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に下記の書類を添えて、令和8年2月20日までに町長に提出しなければならない。但し、申請者の外に当該補助対象住宅の新築または取得に係る借入金の持分を有する世帯員がいる場合、当該世帯員に係る下記書類を含めて申請者が提出するものとする。

(1) 金融機関が発行する年末残高等証明書の写し

### (補助金交付の決定及び額の確定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付すると決定したときは、大江町若者・子育て世代住宅ローン補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 町長は、交付決定を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付している補助金があるときは、当該補助金について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第2条に規定する交付対象者の要件を満たすことができなくなったとき。
- (3) 当該住宅ローンに係る金銭消費貸借契約を正常に履行できなくなったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金を返還させることが適当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

大江町長 松田 清隆 殿

申請者 住 所  
氏 名

印

自署の場合は押印を省略できます

令和7年度 大江町若者・子育て世代住宅ローン補助金交付申請書 兼 実績報告書

令和7年度において、大江町若者・子育て世代住宅ローン補助金交付要綱により大江町若者・子育て世代住宅ローン補助金を交付されるよう大江町補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により関係書類を添付して申請するとともに、補助事業の実績について下記のとおり報告します。

記

補助金額の計算

住宅ローン年末残高 \_\_\_\_\_ 円 × 1/100 = \_\_\_\_\_ 円  
補助金額 \_\_\_\_\_ 円（千円未満切捨）

添付書類 ☐ 金融機関が発行する年末残高等証明書の写し

※補助金は、次の口座への振込を希望します。

|       |                                               |
|-------|-----------------------------------------------|
| 金融機関名 |                                               |
| 支店等名  | 本店・本所・支店・支所・出張所・代理店                           |
| 預金種別  | 1 普通    2 当座    3 その他（                      ） |
| 口座番号  |                                               |
| 口座名義人 | フリガナ                                          |
|       |                                               |

指令大地第 号  
令和 年 月 日

様

大江町長 松 田 清 隆

令和 7 年度大江町若者・子育て世代住宅ローン補助金交付決定通知書 兼 補助金の額の  
確定通知書

令和 年 月 日付け申請による令和 7 年度大江町若者・子育て世代住宅ローン補助金について、下記のとおり交付することと決定したので通知します。

なお、定住が見込まれないと認めた場合は、交付決定を取り消す場合があります。

記

- 1 補助金交付決定額

円
- 2 補助金交付対象期間

令和 年度 ～ 令和 年度  
(令和 年度分)